

寄附金受け入れに関する規程

2022年11月30日 制定

(総 則)

第1条

本規程は、一般社団法人日本計算工学会（以下「本会」という。）における寄附金の受領について定める。

(寄附の種類)

第2条

寄附の種類は以下とする。

- (1) 一般寄附金 個人、法人、あるいはその他の任意団体などから随時受領する寄附金。
- (2) 特定寄附金 広く一般社会に、一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金。

(一般寄附金)

第3条

一般寄附金の申し出があった場合は、理事会の議を経て、受け入れるものとする。

- 2 一般寄附金は、寄附者が用途を指定することができる。

(特定寄附金)

第4条

特定寄附金を募集するときは、募集期間、募集対象、募集理由、資金用途及びその他必要な事項を説明した書面(以下「募金目論見書」という)を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

(受け入れ基準)

第5条

寄附金が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金を受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき
 - イ 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
 - ロ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
 - ハ 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること
 - ニ 寄附された寄附金を寄附者または第三者に無償で譲渡または使用させること
 - ホ その他理事会において本会の運営上支障があると認める条件

- (2) 寄附金を受け入れることにより、本会の業務、財政、または名誉に負担または支障が生じると認められるとき、寄附金が本会定款に定める目的の達成に資するものでないと判断される時

(受領書等の送付)

第6条

一般寄附金、特定寄附金を受領したときは、受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、本会の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

3 寄附金を受領した後、適切な時期に寄附者の氏名及び寄附の内容等を会誌において公表し、本会からの感謝の意思表示を行うものとする。ただし、寄附者が匿名を希望する場合は、その意思に従う。

(寄附金の管理)

第7条

寄附金は、別に定める基金運用申し合わせに従い、基金として支出の管理をするものとする。

(改 廃)

第8条

本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

2022年11月30日 制定

以上